

大和郡山市農業委員会委員

募 集 要 項

令和8年1月

大和郡山市 産業振興部
農業水産課

大和郡山市農業委員会委員 募集要項

1 募集人数

8人

※農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができますが、両委員を兼ねることはできません。

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日（3年間）

3 身分

大和郡山市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員会の会議に出席し、農地法や他の法令に基づく農地の権利に係る許可等に関する審議
- (2) 農地利用最適化推進委員と連携して、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の再発防止・解消、新規参入の促進等に伴う調査、相談、指導及び監視業務等
- (3) 地域計画の策定・変更に取り組むための地域の農業者等の話し合いの推進、策定支援
- (4) 研修会等への参加

5 報酬

月額 25,000円（会長は、月額 35,000円）

日額 10,000円

能率給 農地利用の最適化に向けた活動の実施による成果の実績に応じて、国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農業委員と兼務が禁止されている者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦及び応募の方法

推薦申込書又は応募申込書に必要事項を記入の上、(3)の添付書類を添えて持参により、大和郡山市産業振興部農業水産課まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

農業者等（個人）が推薦する場合	【様式第1号】
法人又は団体が推薦する場合	【様式第2号】

(2) 推薦及び応募申込書の入手方法

次の窓口に備えるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

窓 口	所 在 地	電話番号
大和郡山市 産業振興部 農業水産課	〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4	0743-53-1158
大和郡山市 農業委員会 事務局	大和郡山市役所 3階	0743-53-1746

《大和郡山市ホームページ》

<https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/soshiki/nogyosuisanka/shinotorikumi/6/12684.html>



(3) 添付書類

被推薦者又は応募者の住民票（発行後3箇月以内のもの）

8 受付期間

令和8年3月2日（月）から3月31日（火）まで 【必着】

（提出は平日の午前8時30分から午後5時15分までの市役所執務時間内）

9 選考方法

大和郡山市農業委員会の委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

選考結果は、令和8年5月1日に大和郡山市のホームページに公表し、結果に係る通知文書等の発送は本人のみに行います。

10 推薦及び応募書類提出先及び問合せ先

〒630-1198 大和郡山市北郡山町 248-4 大和郡山市役所 3階

大和郡山市 産業振興部 農業水産課

電話：0743-53-1158（直通）

11 その他

受付期間の中間及び終了後に、大和郡山市のホームページで提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 被推薦者又は応募者が農業経営基盤強化促進法第13条第1項に規定する認定農業者又はそれに準ずる者（以下「認定農業者等」という。）であるか否かの別
- (5) 推薦者が被推薦者を大和郡山市農地利用最適化推進委員に推薦しているか、又は応募者が大和郡山市農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦又は応募の理由
- (7) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (8) 応募者の数及びそのうちの認定農業者等の数